

札幌市簡易専用水道指導要領（平成7年3月31日衛生局長決裁）（新旧対照表）

改正前			改正後			備考
第1条～第15条（省略）			第1条～第15条（現行のとおり）			
第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。			第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。 ただし別表1に掲げる給水設備構造基準および別表2に掲げる給水設備維持管理基準に関する事柄は保健所生活衛生担当部長が定める。			新規追加
附 則（省略）			附 則（現行のとおり） 附 則 <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u>			新規追加
別表1 給水設備構造基準（省略）			別表1（現行のとおり）			
別表2 給水設備維持管理基準（省略）			別表2（現行のとおり）			
附表1			附表1（ 一般12項目 ）			
番号	項目	基準	番号	項目	基準	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う20～51の項の繰り下げによる番号変更
1・2・9・11	(省略)	(省略)	1・2・9・11	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	47	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	

改正前			改正後			備考
47	pH値	5.8以上8.6以下	48	pH値	5.8以上8.6以下	
48	味	異常でないこと	49	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	50	臭気	異常でないこと	
50	色度	5度以下	51	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	52	濁度	2度以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令(平15・5・30厚生労働省令第101号)による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令(平15・5・30厚生労働省令第101号)による。			
附表2			附表2 (消毒副生成物12項目)			
番号	項目	基準	番号	項目	基準	
10	(省略)	(省略)	10	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	22	塩素酸	0.6 mg/L以下	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	27	臭素酸	0.01 mg/L以下	
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	28	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	

改正前			改正後			備考
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			
附表 3			附表 3 (一般有機化学物質 7 項目)			1, 4-ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
14	(省略)	(省略)	14	(現行のとおり)	(現行のとおり)	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
16・ 17・ 18・ 19	(省略)	(省略)	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	16・ 17・ 18・ 19	(現行のとおり)	(現行のとおり)	備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
附表 4			附表 4 (その他 21 項目)			1, 4-ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(省略)	(省略)	3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(現行のとおり)	(現行のとおり)	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更

改正前			改正後			備考
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下		ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 P F O S) 及び	0.00005 mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	20	ペルフルオロオクタン酸 (別名 P F O A)		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	
			45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	
			46	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			